

澁川市自主防災組織等活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域防災力の向上を図るため、防災資機材の整備、防災の啓発及び組織の防災体制強化の活動を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、地域防災力の向上を図るため防災資機材整備等を実施する者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自主防災リーダー会
- (3) 自治会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域防災力の向上を目的とした団体
- (5) その他市長が認めた団体

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付については、資機材整備事業、啓発事業及び体制強化事業それぞれ会計年度当たり、1団体1回限りとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率 補助金の額
区分		
	以下の物品の購入に係る経費 懐中電灯、ヘッドライト、スコップ、	

資 機 材 整 備 事 業	救助救護 用品	バール、ハンマー、つるはし、のこぎり、斧、 なた、かけや、番線カッター、ロープ、はし ご(脚立)、チェーンソー、可搬式発電機、投 光器、コードリール、ビニールシート、救急 セット、救急箱、防じんメガネ、防じんマス ク、折り畳み式担架、ガソリン携行缶、雨合 羽	補助率 2/3
	給食給水 用品	以下の物品の購入に係る経費 カセットコンロ、鍋、釜、浄水器、ポリタン ク、テント	補助金の額 補助対象経費に補 助率を乗じて得た 額とし、100,
	情報伝達 用品	以下の物品の購入に係る経費 トランシーバー、ラジオ、拡声器	000円を限度と する。
	避難誘導 用品	以下の物品の購入に係る経費 ホイッスル、誘導棒、リヤカー	
	消火活動 用品	以下の物品の購入に係る経費 消火器、消火器用格納庫、消火用ホース、管 そう、バケツ、ヘルメット	
	感染症対 策用品	以下の物品の購入に係る経費 マスク、消毒液、体温計、噴霧器、フェイス ガード	
	その他	以下の物品の購入に係る経費 帽子、ベスト、腕章、旗、資機材収納庫、 その他市長が認めたもの	

啓 発 事 業	研修会等	講演会・研修会等の講師謝礼金、物品借上料、 消耗品費 ※飲食費、交通費は対象外	補助率 10/10 補助金の額
	防災訓練	炊き出し用食材費、消耗品費	補助対象経費に補 助率を乗じて得た 額とし、30,0 00円を限度とす る。
体 制 強 化 事 業	先導的な 取組み	地区防災計画、地区防災マップ、地区内避難 行動要支援者名簿、避難所運営マニュアル、 防災訓練マニュアル等の作成に係る経費（印 刷製本費、会場使用料、消耗品費等） ※飲食費、交通費は対象外	補助率 10/10 補助金の額 補助対象経費に補 助率を乗じて得た 額とし、100, 000円を限度と する。

※補助金の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。